

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成23年度第22回（定例会）

署名人 金城真徳

委員長 城間勝

開催日時 平成24年2月24日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時00分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 城間勝委員長、金城真徳委員、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、城間幹子教育長

議事日程

報 告 旧久茂地公民館・図書館（旧沖縄少年会館）の老朽化への対応について  
(生涯学習課)

報告（当日追加） 教育長が臨時代理したことについて（市民スポーツ課）

報 告 教育長が臨時代理したことについて

議案第49号（非公開） 職員人事（退職）について

報 告（非公開） 職員人事（採用）に関する教育長の専決について（以上総務課）

出席職員

【生涯学習部】新城和範部長 （生涯学習課）具志真孝課長

（市民スポーツ課）伊良皆宜俣課長、内間実主幹、伊禮道子主査

（総務課）東恩納隆栄課長、根間秀夫副参事、稲森恵子主査、仲宗根司主査

【学校教育部】盛島明秀部長、宮内勇人副部長

会議録作成 （総務課）仲間稔主査

城間委員長　ただいまから平成23年度第22回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は金城委員にお願いいたします。報告「旧久茂地公民館・図書館（旧沖縄少年会館）の老朽化への対応について」説明をお願いします。

新城部長　報告理由説明

具志課長　資料説明

新城部長　これまでの経過は課長が説明したとおりです。現状で大きな課題となっていますのは、これまでその建物を残して活用したいと主張しているグループの市民団体の動き、これは陳情はじめ公の場でもいろいろ主張を繰り返してきているんですが、ここに至って市の公的な機関である監査委員というのがあるわけです。これは監査委員と言われて、4名の独立した委員で構成されて、例えば市の行政活動等について予算の執行が不当であるのか、あるいは違法な行政行為がないかどうか、そういったことでもいろいろ範囲はあるんですけども、そういった中で今回、「新沖縄子どもを守る会」を中心にして住民監査請求が出ているんですが、お手元の2月3日付けの請求書です。これは受理されています。つまり求める側から何を言いたいかという、これまでその建物を維持管理してきた、その維持管理の仕方がどうも建築基準法という規定に違反しているのではないかと。つまり適切な管理をしないといけないだろう。これは建築基準法に維持保全というふうになっています。その第1項に、「建築物の所有者、管理者又は占有者はその建築物の敷地、構造および建築設備を常時適法な状態にするように努めなければならない」という根拠があります。理由もいろいろ書いてありますが、基本的には、そういったことだと思います。つまり老朽化対策として解体しようとしているんですけども、きちっとした管理をしてこなかった。違法状態に置いてあったのは行政の責任があるだろうということを求めて住民監査請求をしています。制度上は監査委員は請求された60日以内に監査報告をしないとイケません。実際、60日以内ですからいつの段階というのは定かではないですが、そういった形でいま進行しています。その内容を審査していく中で必要な資料の提出を求められたり、あるいは時期がきたら両当事者、請求する側、それから受けた側、直接事情を述べるような機会を設けたうえで結論を出すこととなっています。そういった中で解体のための契約を去る2月14日に契約をしています。3,850万円ほどの解体工事の費用が、入札をした結果となっています。これが去る2月15日から来る5月31日までとなっています。問題は、その住民監査請求の結論が出るタイミングと、我々が契約を結んでいる業者の事業執行をどうするかということが出てきますので、そのこのところをいま市長サイドともいろいろ調整をしながら判断しているところです。早い話が結論が出ない前に解体に着手するというのが、果たして適切かどうか。これはある意味では社会的な問題になっていますので、住民監査請求のあるなしに関わらず、これを無視する形で行政側が執行していいのかどうかということもあります。もう1つ、やはり結論が出るのを待ってはじめて着手をするというようなことがあるわけです。そうなった時にどのタイミングで出るかということなんですけども、契約はしていますので、

しかも契約期間があります。委託業者との関係がありますので、そのところをどう折り合いをつけるかということも課題となっています。しかし、そのところが新聞報道等にも出ているかと思えますし、すでに招集されている2月議会。その辺りで、特に野党の対応を含めて質問が出てくるというふうに理解していますので、新聞等にも今後、気をつけていくようお願いします。以上が、旧久茂地公民館・図書館の解体事業に伴う動きということでもあります。

城間委員長 この件につきましては学校統合と同じようにマスコミ、住民の関心が非常に高い問題ですので、教育委員が知らなかったということでは済まされませんので、しっかりみんなで理解して進めたいと思います。市長部局、教育委員会の考え方は13ページの翁長市長の回答で、そこに集約されると思うんですが、教育委員会も市長部局もその考え方ということで集約されるわけですね。

新城部長 考え方を整理してみると、これまで使ってきたこの建物というのは教育施設として公民館・図書館、児童館もありましたけれども、公民館・図書館の教育施設を中心として使ってきた建物です。これが機能移転をした。つまり市民の需要に答えるために新しいところへ、ほしぞら公民館・図書館を移転をした。したがって、ここはある意味、教育機関としての必要性は無くなったわけです。そういったことから条例も廃止したわけです。実は、この段階で教育委員会としてはこの建物をどういうふうに扱うかということの主体性そのものはある意味ではないです。今後、もちろんこの建物を他の教育機関、あるいは施設として使いたいということの計画があれば、当然、積極的に関与もしますし、そういった主張もしなければいけないですが、それがなくなった後はどうするかということは、ある意味では全庁的な問題なんです。つまり再活用、残して再活用するか、あるいは壊してその後どうするかということは、これは全庁的な問題で、この段階では企画部が所管することになっています。したがって、そういった意味で中心は向こうに移ったという理解でもって議会でも対応していますし、それから要請をしてくる団体の皆さんにも、説明をして対応しています。しかし、私たちとしては、やはり建物そのものは教育施設としては必要ない。その後の活用については企画部の方が中心となって全体的に考えるということで二人三脚でやっている、そういった状況です。ですから、市長の回答文については、これは市長が当然ながら主体的に対応する、ということになっています。

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 いまの説明で十分わかりましたが、住民監査請求があり、訴訟ということも考えられるのでしょうか。

新城部長 住民監査請求というのが現段階です。これは、ある意味では行政機関内の動きということですが、住民訴訟は司法の場への訴えですが、これは住民監査請求を終えて、それから支障がある場合には訴訟へもっていけるんです。これは住民監査請求前置主義ということで、その結果を踏まえて、訴訟にももっていけるわけです。すぐ訴訟はできません。ですから今後、おっしゃるとおりにこの監査報告の結果次第では住民訴訟と

いうことも有り得るとみています。しかし、私たちとしては訴訟の結論を待って、それから解体に着手するということが果たして適切かどうか、そういった判断を有するところですが、おそらくそののところにきた場合には改めて、色々検討しなければいけないと思っていますが、現段階では監査請求の結論でもって棄却というようなことになれば、私達が適切な手続きの上でやっていますから当然解体に着手するということもやっていかなければならないと思っています。

金城委員 監査請求は60日ですか。

新城部長 60日以内です。

金城委員 それも終わって、きちんと監査委員の皆さん方が結論を出してから手をつけないと、あとで事は大きくなりませんか。

新城部長 結論がいつ出るかまだ定かではないですが、基本的にはそれでいこうと思っています。しかし、あまり延びてしまうと業者との関係で契約を結んでいますから、これを延ばして業者に損害が生じた場合には、それなりの補償をしないといけないという事態もありますので、これが一月ぐらいであれば、何らかの形でいまの契約の中で出来ると思うんですが、これが更に延びてしまうとどうかなという懸念も出てきていますので、そののところが踏まえながら対応していきたいと思います。

金城委員 訴訟までいくと余計に延びるような形になりませんか。

新城部長 訴訟をした場合、その前の監査報告が、つまり行政側の請求どおり適切な行動を取ってなく、これを考慮してないので、これを改めなさいという何らかの勧告が出たら、それは公の機関から指摘されたことですから受け止めないといけないと思いますが、そうではなく、適切だったというような結論が出た場合には、それによって訴訟が出たにしても実行するというような考え方も1つだと思います。

城間委員長 守る会などの団体が、もう少し議論というのを色んな方法を考えたいので解体をストップしてくれということで例えば訴訟があった場合に、裁判所でそんなことは出来ないというのではなく、出れば受理せざるを得ないということになるのでしょうか。

新城部長 これは住民訴訟という話になりますが、訴えの利益があるかないかを裁判所は判断すると思うんです。この理由ではどうも裁判へもってくるだけの理由がないということになるのか、いや、理由はありますよと、では裁判を始めましょうねということになったときに、まず監査請求する側としては、その差し止めを請求してくると思うんです。とりあえず、解体するのをやめなさいということ司法の方に持って行って、裁判所が、「そうしましょう」という結論になったら、もちろんこれは司法に従わないといけませんので待つことになると思いますが、こう言うのはなんですが、そこまではいかないだろうというように理解しています。つまり住民監査請求の段階でそれなりの結論も出て、解体へもっていくような環境が整うのではないかとというような、考え方も持っています。

金城委員 もしもそれが訴訟に持ち込まれたら、また事が余計に大きくなって収まりがきかなくなるのではないですか。

- 新城部長 住民の訴訟というのは大変重要なことですから、これは厳に受け止めなければならないことだと思うんですが、やはり問題は監査委員の監査報告次第だと思います。その判断が一番注目すべきだと思います。その判断次第にもなってくると思います。
- 金城委員 工事が開始して、その途中で訴訟になり、差し止めになってしまうとよけいに業者に迷惑をかけ、こちらにも損害賠償が出てくると思うのですがいかがでしょうか。
- 新城部長 私たちの方で解体、撤去して更地にしたと。その後どうなったというときに、今度は改めて住民監査請求が出てくると思うんです。今度は解体をしたお金の使い方に違法性があると。いまは基本的には維持管理が中心になっていると思うんですが、解体した後は公民館の建物を解体してしまった違法な公金の支出をしていると。それについて住民監査請求が出るはずで、これについてはまだ結論が出てないです。これは問題なかったという後で住民訴訟ということも考えられます。事前と事後の対応が出てくることは十分に予想されます。
- 金城委員 これは議会で結論を出して予算をつくったわけですから、もし訴えられるんだったら議会の方じゃないですか。
- 新城部長 この訴訟の相手方は行政になるんじゃないでしょうか。執行した市長以下ということになると思います。私たちは議会の議決を得ているということが、これは議会民主主義の中で重要なことですから、そういった民意を受けての議決ですから、やはりそれは当然重く受け止めています。
- 添石委員 丁寧なご説明ありがとうございました。この議論を新聞でも個人的にも色々な話を聞く中で、正直、個人的には歴史的な価値があるものをレプリカではなく、何らかの方法で残すことのできるのであれば、たぶんこの場所だけではなく、これからいろんなところで出てくると思うんですけれど、その方策があるならどうにかしてということ個人としてはそう感じるころではあります。この教育委員会の立場として説明を聞いて、ああそうかと思ったのは、教育施設としての機能は果たせないという判断の中では、我々の場所から離れたところにいつてしまっている。ということであれば企画部ないし、全部署でこの場所を他の形で存続させる価値があるのか、それと同時に、やはり耐久性の問題もあり、予算の問題、その後の活用するところの議論の余地もあるのかどうか。そのことについて、私の方から質問させていただきます。
- 新城部長 現在、出されている住民監査請求に対する企画部の対応と、教育委員会の対応を資料にして提出しています。また、今後は直接話しをする機会もあると思いますが、その中で企画部が論点に据えているのは、1つには確かに残してください、譲渡してくださいという話もありますが、そういった特定の団体に果たして譲渡することが公正性、公平性が確保できるかどうかということがあります。それからもう1つ、これを危ないままで譲渡していいのかということもあります。更に、向こうの方は、果たしてこれを譲渡してもらったときに十分な活用ができるかどうかということも今後、含めてあると思うんです。企画部というよりは、私の個人的な考えでもあるんですが、79年に譲渡された時に、色々理由があったと思うんですが、やはり大きな理由は財

務上の理由だったのではないかと思います。あれだけの施設ですからこれを維持経営していくためには相当なお金が必要だったと思います。それができなかつたがためにあえて那覇市に移したと。今後、更に受けたとしてもおそらく5年、10年経つと同じことを繰り返すんじゃないかというふうな懸念もあるわけです。実は、そののところが彼らはビジョンをもっていないです。確かに募金を募っている。金融機関に融資を依頼していると言うのですが、目前のビジョンが全くなかったです。地域の活性化のために何とかがんばるといことですが、そののところが示してくれていない。ところが、建物は老朽化が進行しているわけです。そういった中で果たして、今後活用したいということが十分な説得力を持つかということは疑問です。それからもう1つ、建築学的な価値という話になりますが、もちろんこれは議会でも出たんですが、我々からすると一つの基準は、この建物は残すべき価値がある、いわゆる文化財指定に値するかというような建物かどうか。私たちは50年を満たない物件というのは、近代建築というのは50年を経過することが一つの目安であるらしいです。もちろん超えたからといって即というわけではないですけども、そういったことを踏まえて議論してきているんですが、そういった価値が指定された建物ではないということもあるし、この建物について本当に建築学的価値があるかどうかというのは、ある意味では専門家の皆さんもおっしゃるんですが、主観的な考え方もあるんじゃないかと思ます。そして、もう1つは、屋良朝苗さんが中心になって募金を募ってきたという、その社会的背景がある。そういった意味での価値があるということに合わせてやっていますが、それについて私たちはこの意志といいますか、それは公民館・図書館としてこれまで三十数年の間、十分活用し、子どもからお年寄りまで本当に多くの人たちが活用してきたわけです。その役割を終わってもらって新しい所に機能を移して、そこでまた地域に根ざしていきたいという考え方をもっています。そういった意味でレプリカとかそういったことでは、あるいは十分ではないかもしれませんが、その役割を終えたと判断するしかないと思います。

具志課長

もう1つ大事なことですが、昨年11月18日に市長が団体との話し合いをもってきます。これは市長が直接、譲渡の質問に対して市長がストレートに答えていますけれども、これは市長の生の回答ですけども、市長はこう言っていました。「譲渡というけれど、いつまで待てばいいんですか。先程の話はランニングコストの話ですけども、それよりも、まず譲渡してくれというけれど、では何に使うの、団体は何に使うの、それをいつまで財源を確保できるのか」。やはり市長はストレートに現実的な話をしていました。答えきれないです。これで、おそらく市長の意思をみんな感じ取ったと思います。これは非常に大きな市長の考えの根底である回答に繋がったということをおきします。

城間委員長

他ございませんか。

具志課長

旧少年会館、久茂地公民館・図書館の記念誌をいま準備して、3月の末までには大体500部ぐらいの部数を予定しています。配布は関係する方々、機関・団体へお配

りする考えです。

城間委員長 よろしいでしょうか。それでは報告「旧久茂地公民館・図書館（旧沖縄少年会館）の老朽化への対応について」了承します。続きまして当日追加されました、報告「教育長が臨時代理したことについて」説明をお願いします。

新城部長 報告理由説明

伊良皆課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 新しく3番に「経済団体関係者」と書いていますが、これは指定管理者でお願いする、セルラースタジアムの運営委員も、あれは関わりがあるからこういった経済団体関係者というふうに入れたんですか。

伊良皆課長 この経済団体関係者については、現在のスポーツ振興審議会条例、スポーツ振興審議会委員の中にも経済団体関係者は現にいらっしゃいます。委嘱しています。実は、そういったこともあり、今回、明確に経済団体関係者も明記した方がいいということで追加をしました。

金城委員 セルラースタジアムの運営については、経済団体関係者を入れた方がいいと思います。

伊良皆課長 新しい条例の中で、体育施設の整備および運営に関する事項というのが、担当事務として出ていますので、やはり運営面等々に関しても、そういった経済団体関係者の専門的な立場から委員を委嘱した方がいいというようなことがあります。セルラースタジアムだけではなく、那覇市民体育館であるとか、体育施設は他にもありますので、そういったことを全体的に勘案して追加をしています。

城間委員長 それではよろしいでしょうか。それでは報告「教育長が臨時代理したことについて」了承します。続きまして報告「教育長が臨時代理したことについて」説明をお願いします。

新城部長 報告理由説明

東恩納課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 いまテレビの国会中継を見ていると、国家公務員の給与削減を震災費に充てるというふうなお話しで色々やっているんですが、これとは関係ないですか。

東恩納課長 それとは関係なく、那覇市の行財政の問題です。

城間委員長 職員についてはどのようになりますか。

根間副参事 職員の給与については例年、人事院勧告の方から勧告があります。平成23年度については、ボーナスも無かったのでそのまま据え置きだったかと思っています。ただ、管理職手当はこれまで25%のカットがありましたが、次年度についてはそのカットもなくなり本来の支給の額になります。更に、これまで給与の何パーセントという定率での支給だったんですが、これについても全国的にもだいたい定額化になっています。沖縄県の方も、平成21年度ぐらいからでしたか、この管理職についてはこの金額ですよという定額の方に変わっています。那覇市についても、平成24年度からは

定額化の方になるということで、今回の条例改正の方で議会の方へ提案するという形になっています。ですから管理職についてはこれまでのカットもなくなって、更に定額化で下がる方が大部分になる予定です。ただ、管理職については、給与のちょっとした減額はずっとやっています。特に管理職については、本来の給与額から0.2%の月額減額はいまでも続いています。

新城部長 先程、金城委員がおっしゃった国家公務員の給与が7.8%でしたか、それが地方公務員にもおよぶかというのはまだわかりませんが、人事院勧告であれば、それが早急に地方公務員にもということになるとは思います。今回はどうなるかわからないところです。

城間委員長 それではよろしいでしょうか。報告「教育長が臨時代理したことについて」了承します。続きまして議案第49号及び報告「職員人事（採用）に関する教育長の専決について」に関しては、人事に関する議案のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われるので、その可否について委員の議決を図りたいと思います。

全 員 異議なし

城間委員長 議決により非公開としますので、関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

城間委員長 非公開を解きます。報告「職員人事（採用）に関する教育長の専決について」については了承し、議案第49号「職員人事（退職）について」については議決確定します。以上をもちまして、平成23年度第22回教育委員会会議定例会を終了します。